

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第27号

答申番号：令和3年度答申第23号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、処分庁の職員へ電話により居住地の届出を行っていることなどの理由により、原処分（生活保護廃止処分）が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

請求人は、請求人の長女（以下「長女」という。）との同居により世帯の構成をも変動させており、このことは、生活保護法（以下「法」という。）第61条や法第10条にも抵触する。そこで、処分庁は、法第27条第1項の規定に基づく指示の通知書（以下「本件指示書」という。）により、期限までに居住地の届出を行うことなどを指示したが、請求人は、期限までに当該指示を履行しなかった。さらに、請求人には本件指示書による指示に従えない理由も認められないから、請求人の保護を廃止した処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 本件において、請求人は、本件指示書による指示に従わなかったこと、処分庁の職員から、請求人の居宅の居住実態がないまま保護を受けることはできないこと等に係る説明を受けていること等の事情を勘案すると、処分庁が保護の停止を行っても請求人を当該指示に従わせることが困難であると判断したことには、相当の理由があると認められる。したがって、原処分は、保護の処理基準に照らし、違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年11月26日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年12月20日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされているが、これにより難しいときは、個人を単位として定めることができるとされている(法第10条)。また、保護の実施機関は、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ(法第27条第1項)、被保護者は当該指導又は指示に従う義務があり(法第62条第1項)、保護の実施機関は、被保護者が当該義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとされている(同条第3項)。

そこで本件についてみると、請求人は、処分庁に届け出ることなく、処分庁の管轄外に居住する長女と同居していたのであるから、本件指示書の内容に不合理な点は認められない。よって、同条第1項の規定により、請求人は本件指示書による指示に従う義務があったところ、請求人は当該指示に従う意向がなかったものといわざるを得ない。加えて、請求人には本件指示書による指示に従わないことについて汲むべき特段の事情も窺われない。このため、本件指示書による指示に違反したことをもって保護を廃止することとした処分庁の判断には、特に不合理な点は認められない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子